

市税等の納め忘れはありま  
せんか？

3月2日をもって、平成  
26年度分の市税等の最終納  
期限が経過しました。納め  
忘れがないか、もう一度お  
確かめください。万が一納  
め忘れがありましたら、早  
急にご納付ください。  
【最終納期限が経過した平  
成26年度分の市税等】  
・市・都民税（第1期～第  
4期）  
・固定資産税・都市計画税  
（第1期～第4期）  
・国民健康保険税（第1期  
～第8期）  
・軽自動車税  
・介護保険料（第1期～第  
8期）  
・後期高齢者医療保険料（第  
1期～第8期）  
※納期を過ぎると延滞金が  
課されます。

資産税係からのお知らせ

①土地・家屋価格等縦覧帳  
簿の縦覧  
納税者の方が自己の土  
地、家屋とほかの土地、家  
屋の価格を比較するため、  
土地・家屋価格等縦覧帳簿  
の縦覧ができます。  
【縦覧期間】4月1日(水)～  
6月1日(日)（祝日は除く）  
【縦覧できる方】固定資産  
税の納税者およびその同居  
の家族もしくは納税者の委  
任または代理人の委任を受  
けた方（納税者の委任状、  
代理人選任届等の書類が必  
要です。）

【縦覧方法】印鑑および本人  
確認ができるもの（納税通  
知書、課税明細書、運転免  
許証等）をご持参ください。  
②固定資産課税台帳の閲覧  
納税義務者、借地借家人  
の方に固定資産の課税内容  
を明らかにするため、該当  
する固定資産課税台帳を閲  
覧することができます。  
台帳には、1月1日の現  
況をもとに、所有者ごとに  
土地、家屋の価格（評価額）、  
課税標準額、納税義務者、  
年税額等が記載されていま  
す。

【閲覧期間】 通年（日・祝日・  
年末年始は除く）  
【閲覧できる方】 固定資産  
税の納税義務者およびその  
同居の家族、借地借家人も  
しくは納税義務者の委任ま  
たは代理人の委任を受けた  
方（納税義務者の委任状、  
代理人選任届等の書類が必  
要です）  
【閲覧方法】 印鑑および本  
人確認ができるもの（納税  
通知書、課税明細書、運転  
免許証等）をご持参くださ  
い。なお、借地借家人の方  
が閲覧する場合は、その旨  
を証明できる書類（借地借  
家契約書、地代家賃の領収  
書など）をご持参ください。  
【手数料】 1件200円（ただし、  
縦覧期間中は27年度分の閲  
覧は無料）

【縦覧・閲覧場所】 市役所1  
階4番課税課資産税係窓口  
【問合せ】 課税課資産税係  
☎551・1614  
国保だより

新しく会社等の健康保険  
に加入される方へ

国民健康保険に加入して  
いた方が就職などで会社等  
の健康保険に加入したとき  
は、福生市の国民健康保険  
の資格を喪失する届出が必  
要です。会社等の健康保険  
証が交付されたら、市役所  
1階5番保険年金課保険年  
金係へ14日以内に届出をし  
てください。届出後の国民  
健康保険の資格は、会社等  
の健康保険に加入（取得）  
した日にさかのぼって喪失  
されます。

○届出をしないといけない  
・国民健康保険の資格喪失  
が行われず、本来支払う必  
要のない国民健康保険税も  
課税されます（届出をした  
時点で正しい国民健康保険  
税に算定し直します）。  
・会社等の健康保険に加入  
後、病院受診時には必ず新  
しい保険証を提示してくだ  
さい。病院で国民健康保険  
証を使用すると、国民健康  
保険が病院に支払った医療  
費を返還していただくこと  
があります。なお、支払っ  
た医療費は会社等の健康保  
険に請求できます。

健康保険証  
【問合せ】 保険年金課保険  
年金係 ☎551・1640  
年金だより

60歳前に会社等を退職さ  
れた方へ

国民年金の手続きを行う  
必要があります。  
20歳以上60歳未満の方は  
国民年金への加入が義務付  
けられており、会社等を退  
職した場合は加入種別の変  
更をする必要があります。  
【国民年金の加入種別】  
・第一号被保険者：自営業  
者や学生、無職の方等  
・第二号被保険者：会社等  
に勤務（厚生年金・共済組  
合に加入）している方  
・第三号被保険者：第二号  
被保険者に扶養されている  
配偶者

60歳未満の第二号被保険  
者の方は、会社等を退職し  
たら第一号被保険者への種  
別変更手続きが必要です。  
配偶者が60歳未満であれ  
ば、配偶者も第三号被保険  
者から第一号被保険者への  
変更手続きが必要です。  
【問合せ】 保険年金課保険  
年金係 ☎551・1670、青  
梅年金事務所 ☎0428・  
303410

男女共同参画セミナー

「ブラッシュアップで輝  
く！」～手間をかけずに健  
康素肌～  
家事に仕事に育児に介  
護、忙しい毎日を過ごして  
いると「自分のこと」はつ  
い後回しになりがちです。

4月の無料相談		【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529 ※土・日・祝日を除く		
相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談 ・行政相談	1日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	2日(木)			
相続遺言等暮らし の手続き相談	14日(火)			
法律相談	23日(木)	午後1時30分 ～4時	市役所1階 第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
交通事象相談	16日(木)			
少年相談	17日(金)	午前9時～午後 4時30分	市役所1階 第一相談室	予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都都民の 声課 ☎03・5320・7733 へ。
介護保険相談	毎週月・火・ 木曜日	午前9時～午後 4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週 月～土曜日	午前8時30分 ～午後5時 15分	子ども家庭支援 センター（子 ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童 虐待に関すること。 ☎539・2555
消費者相談	毎週 月・木曜日	午前10時～ 正午、午後1 時～4時	市役所第二棟 2階第2相談室	シティセールス推進課 ☎551・1699
心配ごと相談	毎月 第二水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見 センター福生 ☎552・5027
事業資金相談	9日(木)	午後1時30分 ～3時30分	商工会館 1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は 市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、  
育児相談（☎551・1511 市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、  
権利擁護相談（☎552・5027 福祉センター）、教育相談（直通 ☎551・7700）  
※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

**くるみる ふっさガイドツアー**  
**「女子旅！ 魅惑のスイーツと優雅なティータイム」**  
春の爽やかな陽気のなか、福生自慢のスイーツ巡りをしてみませんか？  
福生駅西口周辺の人気スイーツ店とパン屋の創作スイーツを堪能した後は、  
フルーツコンサート（奏者：村野直子氏）を聴きながら優雅なティー  
タイム。最後はインストラクターによる美容・健康ストレッチ体験をしま  
す。体と五感を満たしていただける女性限定のツアーです。  
【日時】 4月18日(土)午前11時～午後2時30分（集合10時45分）  
【集合場所】 福生駅西口  
【行程】 福生駅西口→カフェ・ドゥ・ジャルダン→ブレッドガーデン→ブ  
レッドコバヤシ→洋菓子ミノン→フルーツコンサート（くるみる ふっさ）  
→カーブス福生→現地解散  
【定員】 先着20人※女性限定  
【参加費】 1,500円（保険・試食代等）  
【申込み】 3月18日(水)～4月17日(金)の間に直接または電話でくるみる ふっ  
さ ☎530・2341 へ。（月曜定休日※祝日を除く）

【安全安心まちづくり市民ひろば】 犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いをしています。市内在住・在勤の方ならど  
なたでも参加できます。【日時】 3月27日(金)午後7時～9時 【場所】 わかぎり会館集会室 【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎539・2061または☎539・2062